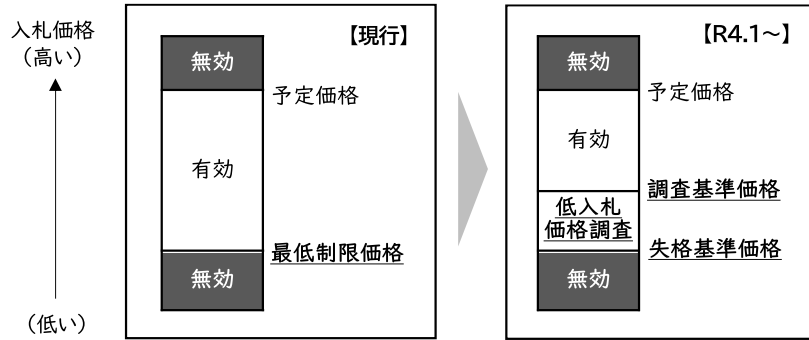


総合評価方式における低入札価格調査制度の導入について

【概要】

福岡市では、令和4年1月以降に入札公告を行う総合評価方式の案件について、現在の最低制限価格制度から低入札価格調査制度に見直しを行います。

なお、価格競争方式の案件については、今後も最低制限価格制度を適用します。



【調査基準価格及び失格基準価格】

調査基準価格は予定価格の92%を上限、失格基準価格は同90%を上限として、中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルに準じ算定し、入札公告の際に事前公表します。

なお、失格基準価格は、現在の最低制限価格と同じ算定方法です。

【調査方法】

低入札価格調査は、開札の結果、調査基準価格を下回る入札をした参加者が落札候補者となった場合に、当該落札候補者のみを対象として実施します。

具体的には、入札参加資格を確認する書類とあわせて、「低入札価格調査票」(右頁参照)を提出していただき、すべての項目において「いいえ」に該当しないことが確認できれば調査終了となります。

なお、いわゆるWTO案件においては、本調査票による調査ではなく、現在と同様、入札価格の積算根拠等に関する詳細な調査を行います。

低入札価格調査票

工事名 \_\_\_\_\_

各項目の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を記入してください。  
(⑥⑦は該当がない場合は斜線を記入してください。)

はい いいえ

①関係法令、設計図書等の内容に適合した積算を行っている。		
②本工事の施工に必要なすべての費用を計上している。		
③下請金額は、過去の取引実績等に基づき、必要な金額を適切に見込んでいる。		
④資材納入金額は、過去の取引実績等に基づき、必要な金額を適切に見込んでいる。		
⑤労務単価は最低賃金法に定める最低賃金額以上で、過去の支払実績等に基づき、必要な金額を適切に見込んでいる。		
⑥手持ち資材を使う場合、その資材は本工事の品質確保に必要な規格水準を満たしている。(手持ち資材を使わない場合は斜線を記入)		
⑦手持ち機械を使う場合、その機械は本工事で使用可能な管理状態にある。(手持ち機械を使わない場合は斜線を記入)		
⑧建設副産物の搬出計画は関係法令等を遵守したもので、受入れ価格は過去の実績等に基づき、必要な金額を適切に見込んでいる。		
⑨会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全ではない。		
⑩建設業法その他の関係法令違反により、監督官庁の指導を受けていない。		
⑪賃金不払い、下請代金の支払遅延等により、労務者や下請業者との間で争いが生じていない。		

以上のとおり確認しました。

当社は法令を遵守し、下請業者や資材納入業者の見積金額を故なく減額するなど下請業者等へのしわ寄せは行わず、品質、安全等の確保に万全を期し、本工事を施工します。

令和 年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者役職氏名